派

以上

学校記入欄	管理NO 【必須】	プログラム番号 【必須】

立命館アジア太平洋大学 学長 出口 治明 殿

新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書

私は、海外留学支援制度(協定派遣)派遣学生(以下、「派遣学生」という。)として渡航するにあたり、留学先国・地域では自分自身で安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任を持って、安全と健康に十分な注意を払うことを誓います。そして、下記の事項を承諾・厳守することを誓約することをもって渡航を希望します。

記

- 1. 留学先国・地域が新型コロナウイルス感染症の影響により外務省による感染症危険情報レベル2 (不要不急の渡航取り止め) 又はレベル3 (渡航中止勧告) であることを確認し、自らの判断と責任で渡航します。
- 留学中における新型コロナウイルス感染症への感染については、自らの責任として対処します。
- 3. 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入しています。
- 4. 留学先国・地域の政府からの指示や在外公館からの通知に注意をはらい、現地の法令を遵守するとともに、責任のある行動をとります。
- 5. 留学先国・地域の治安や感染症の状況により、留学の中止・延期又は帰国勧告を決定する 場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従います。
- 6. 裏面「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に指定された 国・地域への渡航前に確認すべき項目」を確認し、内容について理解しました。
- 7. 留学先国·地域の治安や感染症の状況により、日本学生支援機構が奨学金を支給しないこと を決定する場合があることを理解し、その場合は大学を通して行われる指示に従います。
- 8. 本誓約書及びその他大学からの案内に違反した場合、支給された奨学金について直ちに返納いたします。

(未成年派遣学生のみ)

親権者氏名(自署)

新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に 指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目

- (1) 留学先国・地域における最新の感染状況を把握している。
- (2) 留学先国・地域への渡航手段がある。
- (3) 留学先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。
- (4) 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入している。
- (5) 留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後に取るべき行動について把握している。
- (6) 留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に留学先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握している。 例:
 - ・相談できる機関
 - ・検査できる機関
 - ・受け入れ可能な医療機関
 - 滯在先
- (7) 留学先国・地域で必要な生活物資が確保できる。
- (8) 留学先大学等において留学生の受け入れ体制が取られている。
- (9) 留学先大学等において学修を継続するための防疫措置がとられている。
- (10) 留学先国・地域における感染拡大抑止のための法令(マスクの着用等)を把握している。
- (11) 今後、留学先国・地域において(再)流行した際に取るべき対応をシミュレーションしている。
- (12) 留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できないこと。
- (13) 感染症危険情報レベル2以上(レベル4を除く。)での渡航において奨学金等が支給対象となる今年度の特別措置は、新型コロナウイルス感染症の影響に限定した取扱いであることを承知した。